

令和3年度事業の行政評価（内部評価）

事業名	高齢者虐待防止推進事業			所管	健康福祉部 福祉推進課
中野区基本計画	政策 13	施策 32	誰一人取り残されることのない支援体制を構築する	権利擁護と虐待防止の推進	区政運営 —
根拠法令等	老人福祉法、高齢者の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律、中野区老人福祉法施行規則、中野区高齢者緊急一時宿泊事業実施要綱、中野区老人ホーム入所判定委員会設置要綱		個別計画等	中野区地域福祉計画	
予算科目	一般会計 介護保険特別会計	款 7 項 1 目 3	事務事業 1	事業	高齢者施設措置 高齢者困難事例等専門相談
事業の始期-終期	開始 —	終了予定 —	事業方式	一部委託	
事業概要	対象者	高齢者（65歳以上）			
	目的（効果）	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」という。）が平成18年4月1日に施行され、区市町村の役割や高齢者虐待発見者の通報義務（努力義務を含む。）等が定められている。近年、区への高齢者虐待通報届出件数は増加している。そのため相談支援体制を充実させ、関係機関との連携・協力体制を築くことにより、虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応につなげていく。			
	実施内容（3年度）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者施設措置：老人福祉法に基づき、環境上の理由及び経済的な理由により、在宅において日常生活を営むのに支障がある高齢者を養護老人ホームに入所措置した。また、やむを得ない理由により、介護保険施設と契約して利用することが著しく困難と認められる高齢者を特別養護老人ホーム等へ入所措置した。養護老人ホーム入所措置数：延べ812人、特別養護老人ホーム等入所措置数：延べ2人 ○ 高齢者困難事例等専門相談：高齢者虐待防止法等に基づき高齢者及び養護者への各種支援を行った。高齢者支援専門ケース会議：5回開催（9ケース）※内1回は講演会を実施した。参加者数：53人（ZOOM37人、会場16人） ○ 高齢者緊急一時宿泊事業：家庭の事情や災害、介護者の急病、虐待等により在宅生活が困難な高齢者の支援を緊急に行う必要がある場合に、ショートステイの活用により一時的に保護を行った。利用日数：延べ330日、利用人数：40人 ○ 成年後見制度：認知症や知的障害、精神障害等により、判断能力が不十分な人々の権利や財産を守ることを目的とした制度であり、区では、関係機関と連携を図りながら、本人や親族による申立てが困難な場合に区長申立てにより後見人等の選任を行った。区長申立て件数：39件 			
2年度時点の事業の課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者虐待対応 区においては、福祉推進課高齢者専門相談係と8か所の地域包括支援センターが中心となり、関係機関・団体及び関係者等との協力・連携を図り、虐待を受けた高齢者やその家族への支援について対応している。区において高齢者虐待通報届出件数は右肩上がりとなっているとともに、その対応で医療職の判断が早急に求められる身体的虐待ケースや、8050問題、精神障害者の家族など複合的な課題があるケースも増加しており、医療職である保健師の配置が必要となっている。 ○ 緊急対応 虐待ケースを保護する緊急一時宿泊事業について空床利用のため、空きがないと利用ができないことが発生している。 				

事業のコストと人員

（金額単位：千円、（ ）内は対前年度比増減率で単位：％）

	元年度	2年度	3年度
事業のコスト（C-D）	185,182	186,437	(0.7)
支出（C=A+B）	212,373	214,434	(1.0)
事業費（A）	156,324	158,385	(1.3)
人件費（B）	56,049	56,049	(0.0)
収入（D）	27,191	27,997	(3.0)
（参考）固定資産計上額	0	0	(0.0)
従事職員数	常勤職員	7.0人	7.0人
	短時間勤務職員	0.0人	0.0人
	会計年度任用職員等	0.0人	0.0人
	計	7.0人	7.0人
事業のコストの説明	主な内訳(3年度)		主な増減理由(2年度から3年度)
	養護老人ホーム施設措置費等 143,759千円	緊急一時宿泊事業費 660千円	養護老人ホーム施設措置費等 △10,570千円 2年度延べ863人 → 3年度延べ812人 延べ51人減 緊急一時宿泊事業費増 80千円 2年度延べ257日 3年度延べ330日 延べ73日増

事業の実績・効果、評価など

指 標 (実績の()は前年度比増減率で単位%)		単位	元年度 実績	2年度 実績	3年度		
					計画	実績	
活動実績	高齢者虐待通報届出件数	件	71	75 (5.6)	—	107	(42.7)
	緊急一時宿泊事業利用日数(延べ)	日	234	257 (0.0)	269	330	(28.4)
	成年後見制度の区長申立て年間処理時間 標準処理時間:1件 70時間	時間	910	2,380 (161.5)	—	2,730	(14.7)
単位コスト	養護老人ホーム利用者1人あたりの月額単価 (措置費/利用延べ人数)	千円	178	179 (0.6)	181	177	(△1.1)
	成年後見利用支援1件あたりのコスト (報酬費用助成、申立鑑定料等/件数)	千円	210	77 (△63.2)	—	68	(△11.9)
事業の効果	高齢者虐待認定(疑い含む)件数	件	58	55 (△5.2)	—	58	(5.5)
	成年後見制度の区長申立て件数	件	13	34 (161.5)	40	39	(14.7)
○主な増減理由(前年度比較) ○計画達成状況の分析 ○ユーザー(利用者等)の視点など		○ 養護老人ホームの措置者数(延べ人数) 863人→812人による減 ○ 緊急一時宿泊事業 延べ利用日数 257日 → 330日による増 ○ 高齢者虐待通報届出件数 対前年度比43%増による虐待関連業務が増えている。虐待対応による緊急一時宿泊事業による高齢者の保護者数増、養護老人ホームへの緊急入所者数増となっている。 虐待対応による養護老人ホーム入所ケース 令和元年度6件、令和2年度3件、令和3年度8件 ○ 成年後見制度における区長申立て件数が増加している。 令和元年度13件、令和2年度34件、令和3年度39件					
評価	有効性 (活動実績分析)	区へ的高齢者虐待通報届出件数は、平成30年度と比較すると令和3年度は128%も増加(47件→107件)しているが、地域包括支援センターやすこやか福祉センター等と連携し、支援が必要な事案の早期発見や迅速な対応により、事案の重症化を防止し、虐待認定件数を横ばいにとどめている。					
	効率性 (コスト分析)	高齢者虐待通報届出件数は増加しているものの、職員体制は7名のままで創意工夫や業務改善により対応しており、効率的に事業を実施している。					
	適正性 (適切性・必要性)	高齢者虐待通報届出件数が増加している中、個々の事業について、虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応を老人福祉法や高齢者虐待防止法等に基づき適正に行っている。					
次年度予算編成に向けた評価	【事業の方向】 改善(拡充)	【理由】 ○ 高齢者虐待対応 高齢者虐待通報届出件数 平成30年度47件、令和元年度71件、令和2年度75件、令和3年度107件 区において高齢者虐待通報届出件数は平成30年度比128%増と急増している。 ○ 緊急一時宿泊事業 特別養護老人ホーム等での空床利用での活用では十分対応できないケースが発生しているため、特別養護老人ホーム等のベッドの年間借り上げによる確保を検討する必要がある。 ○ 高齢者の権利擁護 成年後見制度における区長申立て件数が増加したため事務量の負担が増加している。 令和元年度13件、令和2年度34件、令和3年度39件 ○ 医療職の配置 虐待対応で医療職の判断が早急に求められる身体的虐待ケースや、8050問題、精神障害者の家族など複合的な課題があるケースも増加しており、医療職である保健師の配置等を検討する必要がある。					